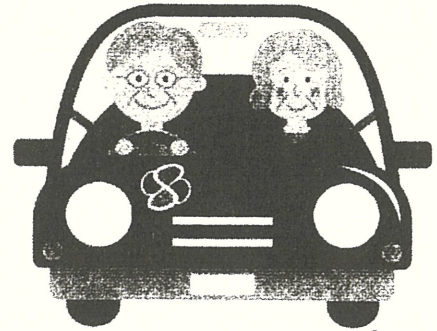


高齢運転者による 安全運転支援装置の 購入費の補助をします

助成の概要



【対象年齢】

75歳以上85歳未満の泉崎村に住民票がある方。

【条件】

- 1 泉崎村に3年以上在住していること。
- 2 所有する自家用車に衝突防止装置または誤発進防止装置が付属していないこと。
- 3 補助対象者が自ら使用する自動車に設置された装置であること。
- 4 住民税等滞納がないこと。

【助成額】

購入設置費用の2/3を助成します。ただし、上限額は5万円です。

例① 品物代45,000円とした場合、 $45,000円 \times 2/3 \div 29,333円$ となり、29,000円を助成します。(千円未満切捨て)

例② 品物代80,000円とした場合、 $80,000円 \times 2/3 \div 53,333円$ となりますが、上限額が5万円ですので、50,000円の助成となります。

【支給範囲】

この事業はひとりにつき1回限りの利用とします。

【その他】

設置後の故障等に対する費用は個人負担とする。設置後装置が故障し修理不可能な場合は、再度本事業を利用できるものとします。

【申請方法】

様式1(申請書)により、購入設置後の領収証を添付し申請したのち、様式2(決定通知書)により決定し補助金を支給します。

【助成開始】

令和2年4月1日 (令和2年4月1日以降に装置を購入された方)

【助成期間】

毎年度の泉崎村の予算の範囲で助成するものです。

泉崎村役場 住民福祉課 福祉係

0248-54-1333